

平成15年6月26日
公害等調整委員会事務局

「尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件」の終結について

標記事件について、本日午後1時30分から開催された第8回あっせん手続において、あっせん案を提示したところ、当事者双方がこれを受け入れ、あっせんが成立したので報告します。

1. 事件の概要

(1) 当事者

申請人：兵庫県の住民21人

被申請人：国（代表者 国土交通大臣）及び阪神高速道路公団

(2) 申請内容

被申請人は、申請人らに対し、大阪高等裁判所での和解条項により実施した道路交通量調査に基づき、本件地域における大型車の交通量低減のため大型車の具体的削減目標を設定し、それに沿う大型車規制施策や環境ロードプライシングなどの大型車削減方策を個別具体的に検討する等、和解条項を誠実に履行することを求める。

(3) あっせん申請に至る経緯

いわゆる尼崎大気汚染公害訴訟において、第一審神戸地方裁判所の判決は、原告らによる国及び阪神高速道路公団に対する損害賠償請求及び差止請求を一部認容したが、当事者双方は、当該判決に不服があるとして控訴した。

その後、大阪高等裁判所で係争中に、当事者双方は、将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指して互いに努力することが最も妥当な解決であるとの結論に達し、平成12年12月8日に和解が成立した（参考1）。

和解後、国土交通省及び阪神高速道路公団により一定の施策（参考2）が実施され、国土交通省及び阪神高速道路公団は、これにより和解条項は履行されたと主張するのに対し、申請人らは、大型車の交通の転換が図られていないことから和解条項の履行としては不十分であるとして昨年10月15日付けで国（代表者国土交通大臣）を相手にあっせん申請を行った。

その後、和解条項に盛り込まれた環境ロードプライシングの試行実施との関連で、本年5月13日付けで阪神高速道路公団を被申請人とするあっせん申請が行われた。

2. 事件処理の経緯

- (1) あっせん申請を受けた後、あっせん委員3名を指名するとともに、両当事者が出席したあっせん手続を昨年11月30日以降7回開催し、当事者双方から意見聴取等を行った。この間、同年12月13日には当事者立会いの下にあっせん委員による現地調査を実施した。
- (2) 本年5月13日付けで新たに阪神高速道路公団を被申請人としたあっせん申請が提出されたことから、同月28日付けでこれを先行手続と併合の上、引き続き意見聴取等を行った。
- (3) 本日開催した第8回あっせん手続において、あっせん委員からあっせん案を提示したところ、当事者双方がこれを受け入れ、あっせんが成立し、これにより本事件は終結した。

3. あっせん案

別紙（あっせん事項は以下の5項目）

- (1) 大型車の交通量低減のための総合的な調査の実施
- (2) 環境ロードプライシングの試行
- (3) 大型車の交通規制の可否の検討に係る警察庁への要請
- (4) 連絡会の運営の円滑化
- (5) 関係機関等との連携の推進

(注1) あっせん手続

公害紛争処理法に基づく手続の一つであり、紛争の当事者間の交渉が円滑にいくよう、その間に入って仲介する行為の一切を言い、民法上の和解契約の成立の仲介に限らず、紛争解決のための場の設定のような事実行為的な色彩の強いものまで含む幅広いもの。

軽微な事件ではあっせん委員1名による機動的能率的な処理を行うとともに、複雑な事件ではあっせん委員3名の合議による処理を行うなど、事案に即した手続が採られる。

(注2) あっせん事件の先例

平成6年の「北陸新幹線騒音防止等あっせん申請事件」(手続打切りで終結)